

平成 20 年度社会福祉法人萩市社会福祉事業団事業計画書

I. はじめに

わが国では、近年の景気回復及び団塊世代の大量退職に伴い、有効求人倍率は 1.0 倍を超える状況になっています。しかしながら、福祉・介護の分野では、他の産業分野に貴重な人材を奪われ、昨年の「コムスン」、「くすのきの郷」等の不祥事からも伺えるように人材の確保が困難な状況になっています。

萩市においても少子高齢化の進行は早く、20 歳から 64 歳までの勤労者世代が 65 歳以上の高齢者に対する比率は 2007 年 3 月の時点で 1.6 人とわが国が 2025 年に向かえると予想される 1.8 人をはるかに超え、働き手の減少が著しい状況となっています。

こうした経営環境下において、今年度は、「萩市救護所」及び「萩市無田ヶ原口・福祉複合施設おとずれ」の指定管理者を引き受けることとなり、多くの職員を採用しなければなりません。早期の学校訪問を行い就職担当者へ理解を求めた結果、運営を行うことができる職員の確保はできましたが、今後、ますます広がるニーズに対して、職員の確保が危ぶまれています。

また、社会福祉法人を取り巻く環境は、介護保険事業が民間へ開放され、社会福祉法人制度の存在意義が問われている中、政府は、平成 18 年 6 月 2 日に「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の 3 つの新しい法律を公布し、公益法人制度改革を行いました。

これは、今まで民法第 34 条に基づいて設立される社団法人又は財団法人は、主務官庁の許可が必要であったものが、法人の設立と公益性の判断を分離し、主務官庁の許可主義を廃止して、法人の設立は、登記のみで可能とするものです。公益性の判断は、民間有識者からなる合議制の機関の意見に基づき内閣総理大臣又は都道府県の知事が認定することとなります。これにより「一般社団法人及び一般財団法人」と「公益社団法人及び公益財団法人」に分けられることとなります。両者の違いは利益の配当が行えるかどうかですが、「公益法人」を選択した場合、事業で得た利益を公益目的で使用するという「公益目的支出計画の作成と実施」がうたわれています。

社会福祉法人は、民法以外の特別法(社会福祉事業法)に基づいて設立された公益を目的とする法人ですが、介護保険制度という枠の中で、株式会社等の課税法人と社会福祉法人等の非課税法人が混在している状況において今回の改正が将来に及ぼす影響は大きいと考えています。まだ、公益法人の法人税法上の取り扱いに関する改正は示されていませんが、国の財政難を考慮するならば近い将来、社会福祉法人に対する介護報酬への課税の波が押し寄せてくるかも知れません。

政府は、少子高齢化による社会保障費の増大及びこれまでの公債等の国の借金による財政難から後期高齢者の医療制度をはじめとして諸々の改正を予定しています。

今後、益々、医療・介護分野への締め付けは厳しくなることが予想されており、当法人としても健全な経営を確保し、優秀な人材が確保できるよう職員処遇の改善を図りながら、

事業の展開を進めて行きたいと考えています。

II. 法人理念

私たちは、誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるような地域社会づくりを目指します。

III. 法人の基本方針

- ①要介護状態にならないように介護予防の充実に努めます。
- ②もしも、要介護状態になったとしても、できるだけ地域で生活できるように在宅福祉サービスの充実に努めます。
- ③たとえ、施設に入所されてもできるだけ在宅での生活へ復帰できるよう、リハビリテーション等施設福祉サービスの充実に努めます。
- ④常に、新しいサービスのあり方を考え、創意工夫をし、ケアの向上に努めます。
- ⑤高齢者や障害者が安心して暮らせるよう権利擁護に努めます。
- ⑥地域との連携を図り、地域で支えあう仕組みを作ります。

IV. 事業計画

①新規事業

今年度は、新たに萩市より下記 2 事業所の指定管理を委託されました。利用者処遇の向上を図り、運営にあたりたいと考えています。

萩市救護所指定管理

利用者の権利擁護に努め、「自立」を目標に日常生活の支援にあたります。

萩市無田ヶ原口・福祉複合施設おとずれの指定管理

介護予防に重点を置き、利用者のニーズに応じたサービスの展開を図ります。

②職員処遇の向上

政府は、福祉・介護分野の職員不足を補うため、2007年8月28日に「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」、いわゆる「福祉人材確保指針」を改正しました。少子高齢化から社会保障費の増大に対処するため、介護報酬が引き下げられ、事業所の運営が益々厳しくなる中で、職員処遇を上げろという全く矛盾したことを言っているように思えますが、将来の事業の広がりを考えるならば、優秀な職員を確保するためにも職員処遇の改善は必要となっています。幸いにも、当法人では、中津江デイサービスなごみ等の通所介護サービス事業の広がりや救護所等の新規事業により収支の改善が見込まれていますので、初任給格付けなどの見直しを図り、職員給与等の処遇改善を図ることとします。

③セントラルキッチンシステムのリスク管理（救護所の厨房整備）

当法人は、「萩・福祉複合施設かがやき」をセントラルキッチンとし、楽々園、指月園等のサテライト施設へ食事を配送して、それぞれの施設利用者へ食事を提供するシステムを

導入しています。現在のシステムでは、万一、食中毒等が起きた場合、全施設の調理が停止してしまうといったリスクが発生しています。今年度新しく救護所の指定管理を受けることとなりましたので、救護所の厨房を整備してセントラルキッチン化し、かがやきと救護所が補完しあってリスクの分散を図ることとします。

④利用者処遇の向上

- 利用者に安心してもらえるサービスの提供に努めます。
 1. ヒヤリハット等の活用により事故防止に努めます。
 2. 身体拘束の廃止に努めます。
 3. 研修により安全なケアサービスが提供できるよう努めます。
- 認知症高齢者の処遇向上に努めます。
 1. 認知症に関する研修の充実に努めます。
 2. 認知症高齢者研修施設としての機能の強化を図ります。

⑤職員資質の向上

- 職員の資質向上と専門性の確立に努めます。
 1. 介護職員は介護福祉士、相談員は社会福祉士を基本資格とし、資格取得の支援を行います。
 2. 接遇委員会の強化を図り、職員の接遇の向上に努めます。
 3. 研修制度の機能を強化し、研修の充実に努めます。
 4. 実習施設として、指導者の育成に努めます。

⑥健全な経営の確保

- 健全な経営基盤の確立を図ります。
 1. 更なる在宅部門の利用者増加を図ります。
 2. 経費の見直しを図ります。
 3. 新規事業の開拓に努めます。
 4. 効率的な資産運用を図ります。

⑦その他

- 次世代を担う中間管理職の育成を図ります。
 1. 次世代を担う職員の育成制度の構築を図ります。

《施設等の運営》

事業団全体の財政基盤の安定化を図るため、下記の各事業経営を適切かつ円滑に行います。

【設置経営】

1. 訪問介護事業 2箇所
萩市ヘルパーステーションかがやき

萩市ヘルパーステーション指月園(新規事業)

指月園は外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業者としてヘルパーステーションかがやきと委託契約を結び訪問介護サービスを提供してきましたが、4月より独自のヘルパーステーションを立ち上げサービスの提供を行うこととします。

2. 訪問看護事業 1 箇所

萩市訪問看護ステーションかがやき

3. 居宅介護支援事業 2 箇所

萩市指定居宅介護支援事業所かがやき

萩市指定居宅介護支援事業所楽々園

4. 通所介護事業

田万川小規模デイホーム うたたね

小規模デイホーム 朝陽の家

【萩市からの受託事業等】

1. 萩・福祉複合施設かがやき

①萩市特別養護老人ホームかがやき

②萩市老人保健施設かがやき

③萩市デイサービスセンターかがやき

④萩市在宅介護支援センターかがやき

2. 養護老人ホーム萩市指月園

3. 萩市救護所(新規事業)

4. 萩市無田ヶ原口・福祉複合施設おとずれ(新規事業)

①萩市無田ヶ原口デイサービスセンターおとずれ

②萩市無田ヶ原口高齢者生活支援ハウスおとずれ

③萩市無田ヶ原口在宅介護支援センターおとずれ

④萩市無田ヶ原口高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業

5. 萩市中津江福祉複合施設なごみ

①萩市中津江認知症高齢者グループホームなごみ

②萩市中津江デイサービスセンターなごみ

③萩市在宅介護支援センターなごみ

④萩市高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業(中津江シルバーハウジング)

6. 楽々園

- ①萩市デイサービスセンター楽々園
- ②萩市病後児一時預かり事業
- ③萩市在宅介護支援センター楽々園
- ④萩市老人福祉センター
- ⑤萩市高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業(山田シルバーハウジング)

7. 萩市見島ふれあいセンター

- ①萩市高齢者生活支援ハウスみしま
- ②萩市デイサービスセンターみしま
- ③萩市在宅介護支援センターみしま

8. 田万川うたたね

- ①萩市在宅介護支援センターうたたね

9. その他上記事業に付随する事業

- ①介護予防事業
- ②障害者デイサービス
- ③その他事業

《理事会・評議員会の開催》

① 評議員会の開催

- ア. 第1回評議員会・・・・・・平成20年5月下旬開催
- イ. 第2回評議員会・・・・・・平成21年2月下旬開催

② 理事会等の開催

- ア. 第1回理事会・・・・・・平成20年5月下旬開催
- イ. 第2回理事会・・・・・・平成21年2月下旬開催

《監査》

- 1. 書面監査・・・・年2回（11月下旬・5月中旬開催）
全施設及び事務局を対象に会計諸帳簿、契約書その他の書類について実施
- 2. 決算監査・・・・年1回（5月中旬開催）
決算報告に関する事項について実施

《会議等の開催》

- 1. 管理者会議・・・・・・年12回
- 2. 事業所別職員会議・・・・年12回
- 3. その他会議・各専門部会・・・・随時

《職員研修の実施》

1. 職場内研修

各事業所研修委員による研修・・・・・・随時

2. 外部研修

全国社会福祉施設協議会、各専門職種会等が実施する研修へ参加

《その他の事業》

ア. ホームページによる情報の提供

イ. 福利厚生事業（職員検診等）

V. 中・長期計画

(1) 新しい住まいの創設を考える

諸外国における介護施設の機能の流れを見てみると、高齢者住宅へと流れています。その要因としてどの国でも医療・介護費用の増大が著しく財政難からの流れになっています。

施設から在宅へという流れが福祉施設を高齢者住宅という在宅としてとらえ、居宅サービスを入れることから医療・介護費用を抑制しています。日本においても特別養護老人ホームの解体が叫ばれていますが、居宅サービスに位置づけられているケアハウスにおいて同じようなサービスが提供されている中、将来的には、特養も老人保健施設も在宅扱いとなることが予想されます。当法人としても養護老人ホーム指月園の建て替えの際にはケアハウスへの建て替えを要望していますが、指月園だけに限らず、萩市の高齢化率を考えると介護保険費用を抑え、高齢者を集中してお世話することができる高齢者住宅の必要性は高いものと考えています。

(2) 旧町村へ福祉サービスの充実を図る

市町村合併により、旧萩市と他の町村の福祉サービスの差を如何にして埋めていくかということが公設の法人の使命としてあげられます。法人として旧町村で事業展開を行う拠点が必要となってきます。将来の高齢者状況を分析すると萩市を除く他の町村では高齢者人口は減少することが予想されており、今後、大規模な入所施設は必要ないと考え、小規模多機能施設の展開を考えています。

平成 17 年 6 月には田万川小規模デイホームうたたねを田万川地区に、また平成 19 年 4 月には小規模デイホーム朝陽の家を佐々並地区に開設しました。

これからも住民ニーズを把握し、新しい福祉サービスの充実を図ることを考えています。

(3) 介護予防の充実

今年度は、「萩市無田ヶ原口・福祉複合施設おとずれ」の指定管理を受けました。当法人では楽々園を介護予防の拠点としてマシントレーニングを導入し介護予防事業の機能強化に努めてきましたが、新しい施設でもマシントレーニングを導入し、更なる介護予防の強化に努めたいと考えています。

(4) 強固な経営基盤の確立

今年度は、新しく「萩市救護所」及び[萩市無田ヶ原口・福祉複合施設おとずれ]の指定

管理を受けました。平成 21 年には介護報酬の改正も控えています。国の財政難から更に厳しい経営環境が待ち受けていることと思います。法人としては、事業の広がりには強固な経営基盤を確立する機会だと捉えています。法人全体で経費等の見直しを図り、より安定した運営を確保したいと考えています。

(5) 研修制度の充実

事業規模の拡大が早すぎ、新しい職員が次々と増え、事業団が求めている職員資質を持った職員が育っていなかったため、平成 18 年度より待遇委員会を設け、職員待遇の向上を図っています。また、新規事業を管理運営する中間管理職の不足がリスクとして上がっています。研修制度の充実を図り、職員資質の向上と次世代を担う中間管理職の育成をします。